

## 「労働生産性算定シート」の項目の説明

項目	説明
①人件費～ ⑤営業利益 共通	直前事業年度の損益計算書の「営業費用」の「販売費及び一般管理費」の中に含まれる ①～④に該当する勘定科目の額や、⑤の「営業利益」として計上されている額を損益計算書（内訳書）や総勘定元帳から転記します。 製造業や建設業の場合、①～④に該当する科目は、損益計算書の「売上原価」の中にも含まれるので、それらの額も、「製造原価報告書（明細書）」、「完成工事原価報告書」、「兼業事業売上原価報告書」または「総勘定元帳」から転記します。
①人件費	<p>&lt;対象となるもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員の給与、通勤費など諸手当、賞与、退職金に相当するもの</li> <li>● 「法定福利費」（社会保険料等）、「福利厚生費」</li> <li>● 「雑給」（臨時アルバイト等の給与）</li> <li>● 「研修費」「教育訓練費」（社員研修の費用）</li> <li>● 「製造原価報告書（明細書）」、「完成工事原価報告書」等に含まれるこれらの勘定科目については、通常「労務費」としてまとめられていますので、その額を転記しても差し支えありません（ただし「労務外注費」が含まれる場合はそれを控除します。）。</li> </ul> <p>&lt;対象とならないもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員の「報酬、賞与、法定福利費、各種手当、退職慰労金等」</li> <li>● 出張旅費などの「旅費交通費」（通勤費を「旅費交通費」の中に含めている場合を含む）</li> <li>● 派遣労働者に係る派遣手数料に相当するもの（「外注加工費」など）</li> </ul>
③賃借料	「地代家賃」「賃借料」など。
⑥付加価値額	①～⑤に入力した値の合計を記入します。
⑦雇用保険 被保険者数	雇用保険被保険者については、下記を参照ください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/2019/dl/koyou-04.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/2019/dl/koyou-04.pdf</a>
労働生産性	付加価値額を雇用保険被保険者数で割った値を記入します。 （小数点以下四捨五入）

算定方法は、厚生労働省が定める労働関係助成金の助成額または助成率の割り増しを申請する際の要件としている生産性要件の算定方法に準じております。厚生労働省が定める労働関係助成金の助成額または助成率の割り増し申請に関しましては、以下の URL をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000759761.pdf>（別紙 4）